

【個人情報ファイル簿】

個人情報ファイルの名称	収納・滞納管理システム
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務部 債権管理課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育所保育料についての債権を一元化し、収納及び徴収事務を行うため
個人情報の記録項目	1:氏名、2:年齢、3:生年月日、4:住所、5:電話番号、6:最終収納日、7:最終収納額、8:最終更正日、9:消込収納日、10:口座収納日、11:口座の有無、12:納管人の有無、13:送付先の有無、14:未納額計、15:滞納額計、16:還付未済額計、17:延滞金計、18:収滞納詳細
記録される個人の範囲	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料の賦課履歴のある納付義務者
記録情報の収集方法	賦課所管課（国民健康保険課、介護保険課、幼児保育課）からの賦課情報、収滞納管理及び滞納整理事務により収集
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無
記録情報の経常的な提供先	兵庫県後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部 総務課 総務係
	(所在地) 加古川市加古川町北在家 2000 消防庁舎 2 階 行政資料室
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令：－ 内 容：－
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備 考	

「法」・・・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

「令」・・・個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）